一般社団法人日本高等教育学会役員候補者選出規則

（総則）

第１条　一般社団法人日本高等教育学会定款（以下、「定款」という。）第27条にもとづく役員の選任は、この規則により選出された者を候補とする。

（役員候補者選考委員会）

第２条　役員候補者を選出するため、一般社団法人日本高等教育学会（以下、「本会」という。）の代議員選挙により代議員が確定した後に遅滞なく、本会に役員候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

２　本委員会は、委員長１名及び委員４名により組織する。

３　委員長及び委員２名は会長を除く理事から、委員２名は本会の当該代議員選挙により新たに代議員となる者から、それぞれ会長が選定する。

４　委員長は本委員会を代表し、この規則に定める事務を統轄する。

５　本委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

６　委員長及び委員の任期は、代議員選挙が行なわれる事業年度に関する定時代議員総会の終結の時までとする。

７　本委員会の権限に属する事務の処理は、本会事務局があたる。

（役員候補者の選出）

第３条　本委員会は、定款第26条第１項及び理事会が承認した役員の数の範囲において、役員の区分ごとに役員候補者を選出する。

２　本委員会は役員候補者の選出にあたり、代議員選挙の結果を参考にしつつ、本会の円滑な運営及び役員の多様性に配慮した選考を行うものとする。

３　委員長は、役員候補者に対して書面又は電磁的方法により役員候補者就任の諾否を確認する。

４　就任を辞退する者が出た場合、本委員会は追加の役員候補者を選出し、第１項の役員候補者数に達するまで追加の選出を行う。

（代議員総会への提案）

第４条　委員長は、前条第１項により選出された役員候補者を、役員の区分ごとに氏名の50音順に整理して、代議員総会に提案しなければならない。

（役員候補者選考委員会への委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、役員候補者の選出に必要な事項は、本委員会が決定する。

（規則の改廃）

第６条　この規則の改廃は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得て行う。

附　則

１　この規則は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。

２　第２条第３項の規定にかかわらず、最初の役員候補者選考委員会の委員長及び委員は、設立時社員による社員総会の承認によって決定する。